

平成29年（ネ）第72号 嘉手納基地爆音差止等請求控訴事件

一審原告 新川秀清 外22033名

一審被告 国

判 決 要 旨

5 第1 事案の概要（略称は、当事者の表記を除き判決文と同じ。）

1 本件は、本件飛行場の周辺に居住し若しくは居住していた者、又はその相続人である一審原告らが、本件飛行場に離着陸する合衆国軍隊の航空機の発する騒音により健康被害を受けていると主張して、日米安保条約及び日米地位協定に基づきアメリカ合衆国に本件飛行場を提供している一審被告に対し、以下の請求をした事案の控訴事件である。なお、下記(1)の請求については、一審原告らのうちの一部の者が控訴している。

15 (1) 人格権、環境権又は平和的生存権に基づき、①主位的には毎日午後7時から翌日午前7時までの時間帯の本件飛行場における航空機の離発着の禁止を、予備的には毎日同時間帯の原告らの居住地域に本件飛行場の使用によって生じる40dBを超える騒音到達禁止を、及び②毎日午前7時から午後7時までの時間帯において本件飛行場の使用によって生じる65dBを超える騒音到達禁止を求める差止請求

20 (2) 主位的に国賠法2条1項に基づき、予備的に民特法2条に基づき、訴え提起日の3年前の日の後の日である平成20年5月1日又は第二次嘉手納基地爆音訴訟による賠償期間の終期の翌日である同年10月2日から平成31年1月31日（本件口頭弁論終結の日）までの間に生じた1か月当たり上限を5万7500円とする過去分の損害賠償金及びこれに対する暦上の月ごとに翌月1日から各支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払（以下「過去分の損害賠償請求」という。）並びに平成31年2月1日か

¹ なお、訴訟係属中に死亡した一審原告らは、死亡日までの過去分の損害賠償請求をしており、請求期間は本文中のものと異なる。

W95以上の区域：2万2500円（3万5000円）

W90以上の区域：1万8000円（2万5000円）

W85以上の区域：1万3500円（1万9000円）

W80以上の区域：9000円（1万3000円）

5 W75以上の区域：4500円（7000円）

② 住宅防音工事の施工室数に応じて10%～30%

2 将来分の損害賠償請求の訴え，訴え提起前に死亡している者を原告とする全ての訴えをいずれも却下し，フィリピン国籍の一審原告らの全ての請求をいずれも棄却すべきものとして，同訴え部分に係る一審原告らの控訴を棄却する。

10 3 一審原告らのその余の請求（差止請求並びに損害賠償請求につき主位的請求全部及び上記1で認容した部分を除く予備的請求）をいずれも棄却すべきものとして，同請求部分に係る一審原告らの控訴を棄却する。

第3 判断理由の要旨

1 差止請求についての判断

15 人格権侵害による差止は，当該侵害行為を支配内に収め，これを除去，是正することができる者を相手方とすべきである。直接の侵害行為をしていない者であっても，その侵害状態を除去，是正し得る立場にある者は，当該侵害行為を支配内に収めているから差止請求の相手方となるが，そのような立場にない者は，差止請求の相手方とならない。

20 一審原告らが主張する人格権侵害行為は，本件飛行場において航空機を運航させ，騒音を生じさせる行為であり，直接の侵害行為者は，一審被告ではなくアメリカ合衆国である。日米安保条約及び日米地位協定によれば，本件飛行場の管理・運営権は，アメリカ合衆国に委ねられており，一審被告は，合衆国軍隊の航空機の運航等を規制，制限することができる立場にない。

25 以上によれば，本件差止請求は，一審被告に対してその支配内にない第三者の行為の差止を求めるものであるから理由がない。

村騒音測定の結果及び被告騒音測定の結果によって把握するのが相当である（本件コンター自体は現在の騒音曝露状況を正確に反映しているとはいえない。）。これによれば、特に、航空機騒音のピークレベルは、平成20年度以降、本件コンター上W80以上の地域に所在する全ての測定点及び年度において95dB（A）を超え、常に100dB（A）を超える測定点も多く存し、年度によっては115dB（A）以上に達する測定点も存する、また、W75以上80未満の地域に所在する測定点では90dB（A）後半以上の数値が測定されている。以上によれば本件コンター上、W75以上の区域に居住する一審原告らはかなり激しい航空機騒音に曝露されている。

(イ) 一審原告らに生じている被害の内容

本件コンター上のW値は現在の騒音曝露量を正確に反映するものではないが、同W値を被害の有無及び程度を判断する際の指標として平成7年度から平成10年度までに行われた沖縄県健康影響調査当時の騒音曝露量と現在の騒音曝露量に有意な差が存しないことに照らせば、一審原告らに生じている被害の内容は、同調査結果から推認するのが相当である。これによれば、少なくともW75以上の地域に居住する一審原告らには、会話、電話聴取やテレビ・ラジオの視聴、勉強、読書、休息や家族団らん等の日常生活の様々な面での妨害、不快感や不安感等の心理的負担又は精神的苦痛、睡眠妨害のほか、航空機騒音による騒音曝露自体又は騒音曝露による睡眠妨害を原因とするストレス反応による血圧上昇、これによる高血圧症状の発生に対する不安感等の精神的苦痛も生じており、これらがいずれもW値の上昇に伴って増加していることを認定することができる。他方、航空機騒音によって、虚血性心疾患のリスクの上昇、低出生体重児の出生率の増加、幼児問題行動の多発、学童の長期記憶力の低下の被害などが生じているとの事実を認めるに足りる証拠はな

は日常的に、環境庁方式W値85以上の騒音に曝露されていると推認される。同指針が勧告された昭和46年以降、現在においてもこのような騒音曝露状況に置かれていることは、当該地域に居住する一審原告らの損害が受忍限度を超えるかを判断するに当たり考慮すべき事情である。

5 イ 侵害行為の持つ公共性又は公益上の必要性の内容と程度等

本件飛行場における合衆国軍隊の活動は、日本の防衛政策及び外交政策上重要な地位を占め、日本国民全体の利益に寄与するものと位置付けられ、公共性又は公益上の必要性を認めることができる。

しかし、このような利益は、国民全体が等しく享受するものである一方で、本件飛行場における合衆国軍隊の活動は、その周辺住民という一部少数者に軽視することのできない被害を及ぼしている。国民全体が利益を受ける一方で、一審原告らを含む一部少数者に特別の犠牲が強いられているといわざるを得ず、看過できない不公平が存する。このような不公平は、本件飛行場における合衆国軍隊の活動の公共性又は公益上の必要性をもつても、正当化することはできない。

15 ウ 侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等

20 (ア) 一審被告は、沖縄県の施政権が一審被告に返還されて以降、本件飛行場周辺において、合衆国軍隊の航空機の運航等から発生する騒音によって住民に生じる被害を軽減するために様々な施策を講じている。特に、住宅防音工事は、騒音を軽減させる直接的な対策であるし、20dB(A)から30dB(A)程度のかかなり高い防音効果が認められるものの、他方で、被害の軽減効果には様々な限界もある。そのほか、一審被告は、航空機の運航等に対する音源対策として、アメリカ合衆国との間の騒音防止協定を指摘するが、午後10時から午前6時までの飛行を制限する部分について十分に履行されているとはいえないなど、同協定の少な

したがって、W75未満の区域に居住する一審原告らがW75以上の区域に居住する住民と同程度の受忍限度を超える損害を受けているとは認められない。

(6) 損害賠償額の判断

ア 基本となる慰謝料

額航空機騒音によって生じる被害は、本件コンター上のW値に比例して大きくなるから、その慰謝料額は、一審原告ら各自の居住する区域の本件コンター上のW値を基準として算定するのが相当であり、本件に現れた一切の事情を考慮し、次のとおり定める（月額）。

10	(ア) W95以上の区域	2万2500円
	(イ) W90以上95未満の区域	1万8000円
	(ウ) W85以上90未満の区域	1万3500円
	(エ) W80以上85未満の区域	9000円
	(オ) W75以上80未満の区域	4500円

イ 住宅防音工事による慰謝料額の減額

住宅防音工事には、一定の防音効果が存することからして、同工事の助成を受けた場合には慰謝料額を減額し、工事施工室数に応じて減額割合を増加させるのが相当である。減額割合は、工事施工室数が1室のみである場合には10%、同室数が2室以上ある場合にはこの10%に加え2室目以降の1室ごとに更に5%ずつ（ただし、住宅防音工事の限界を踏まえ、5室以上の場合には一律合計30%とする。）を、基本となる慰謝料額から減額して1か月当たりの慰謝料額とすることが相当である。

ウ 危険への接近の法理

一審原告林秀男以外の一審原告らについて、危険への接近の法理を適用して、一審被告の損害賠償義務を免責、又は損害賠償額を減額するのは相当でない。

(別紙)

判 決 主 文

- 1 別紙(省略)原告目録1²記載の原告らの航空機の離発着の差止請求及び航空機騒音の到達の差止請求並びに平成31年2月1日以降に生ずべき損害賠償請求部分に係る控訴をいずれも棄却する。
- 2 原告目録2³、4⁴及び6⁵記載の原告らの控訴をいずれも棄却する。
- 3 原告目録1、3⁶及び5⁷記載の原告ら並びに被告の各控訴に基づき、原判決中、平成31年1月31日までの損害賠償請求に関する部分を次のとおり変更する。
- 10 (1) 被告は、別紙(省略)「居住移転経過一覧表」の各「損害額合計」欄に記載のある原告らに対し、同欄記載の各金員及び同別紙の同原告らに対応する「始期」欄記載の日から「終期」欄記載の日までの間、暦上の月ごとに、1月当たり各対応する「単位損害賠償額」欄記載の額の割合の金員に対する当該月の翌月1日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 15 (2) 原告目録1、3及び5記載の原告らの平成31年1月31日までの損害賠償請求に係る主位的請求及びその余の予備的請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は、第1、2審を通じてこれを4分し、その3を原告らの負担とし、その余を被告の負担とする。
- 20 5 この判決は、第3項(1)に限り、本判決が被告に送達された日から14日を経過したときは、仮に執行することができる。

² 訴訟係属中に死亡した原告らの承継人以外の原告ら

³ 訴え提起後一審口頭弁論終結前に死亡した原告らの承継人

⁴ フィリピン国籍の原告ら及びコンター外に居住する原告ら

⁵ 訴え提起前に死亡した原告

⁶ 一審口頭弁論終結後当審口頭弁論終結前に死亡した原告らの承継人

⁷ 当審において表示の訂正がされた原告ら